

基準条例にかかる 経過措置について

福祉総務課 指導監査係

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援



令和6年3月31日まで経過措置がある項目

- (1) 業務継続計画の策定等
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- (3) 虐待の防止

これらの項目は、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、経過措置終了後は義務化されますので、早めに取り組むようにしてください。



(1) 業務継続計画の策定等

業務継続計画(BCP)

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

ア 感染症に係る業務継続計画

- (ア) 平時からの備え
 - a 体制構築・整備
 - b 感染症防止に向けた取組の実施
 - c 備蓄品の確保等
- (イ) 初動対応
- (ウ) 感染拡大防止体制の確立
 - a 保健所との連携
 - b 濃厚接触者への対応
 - c 関係者との情報共有等

イ 災害に係る業務継続計画

- (ア) 平常時の対応
 - a 建物・設備の安全対策
 - b 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策
 - c 必要品の備蓄等
- (イ) 緊急時の対応
 - a 業務継続計画発動基準
 - b 対応体制等
- (ウ) 他施設及び地域との連携

※必要に応じて計画の変更を行う

<業務継続計画の策定等>

厚生労働省のホームページに「ひな形」「ガイドライン」「様式ツール集」が掲載されています。

【厚生労働省のホームページ】
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）
作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page title is '介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修' (Training for Business Continuity Planning (BCP) in Care Facilities and Business Establishments). The page content includes a brief introduction stating that providing stable and continuous services is important, and that the training is intended to support the creation of BCPs. It also provides a link to download guidelines and templates. A table titled '研修動画の構成' (Structure of Training Videos) lists the following items:

総論	新型コロナウイルス感染症編
1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所系 4: 通所系 5: 訪問系

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。
<介護サービス類型毎の対象項目>

【参考】

・ハザードマップ <https://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php>

・長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（基本計画編）

https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/212000/p027675_d/fil/kihonkeikakuhen.pdf

・長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（資料編）

https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/212000/p027675_d/fil/shiryohen.pdf

<業務継続計画の策定等>

ウ 研修

(ア) 内容

- ・計画の具体的内容を職員間に共有
- ・平常時の対応の必要性
- ・緊急時の対応に係る理解の励行

(イ) 頻度

- ・定期的(年1回以上)
- ・新規採用時

※ 感染症については、「感染症の予防及びまん延防止のための研修」と一体的に実施することも差し支えない

エ 訓練(シュミレーション)

(ア) 内容

- ・事業所内の役割分担の確認
- ・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

(イ) 頻度

- ・定期的(年1回以上)

※ 感染症については、「感染症の予防及びまん延防止のための訓練」と一体的に実施することも差し支えない

※ 訓練の実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること

※研修及び訓練について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (感染対策委員会)

(ア) 開催頻度

- ・おおむね6月に1回以上
- ・感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催

(イ) 構成メンバー

- ・感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種
- ・メンバーの責任及び役割分担を明確にする
- ・感染対策担当者を決めておく

※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない

※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

＜感染症の予防及びまん延の防止のための措置＞

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

(ア) 平常時の対策

- a 事業所内の衛生管理(環境の整備等)
- b ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等

(イ) 発生時の対応

- a 発生状況の把握
- b 感染拡大の防止
- c 医療機関や保健所、関係機関との連携、行政等への報告等

(ウ) その他

発生時における事業所内の連絡体制等

<感染症の予防及びまん延の防止のための措置>

ウ 研修

(ア) 内容

- ・感染対策の基礎的内容等の知識を普及・啓発
- ・衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

(イ) 頻度

- ・定期的(年1回以上)
- ・新規採用時

<参考>厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku00001.html

エ 訓練(シュミレーション)

(ア) 内容

- ・事業所内の役割分担の確認
- ・感染対策をした上でのケアの演習などを実施

(イ) 頻度

- ・定期的(年1回以上)

※ 訓練の実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること

※研修及び訓練について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

(3) 虐待の防止

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)

- ・虐待等の発生の防止・早期発見、虐待発生後の再発防止対策を検討
- ・管理者を含む幅広い職種で構成し、責務・役割分担を明確にする
- ・定期的に開催
- ・検討する内容

(ア) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

(イ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

(ウ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

(エ) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

(オ) 従業者が虐待を把握した場合に、長崎市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(キ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

※委員会にて得た結果は、従業者に周知徹底を図る

＜虐待の防止＞

イ 虐待の防止のための指針

- (ア) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- (イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (オ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (カ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (キ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (ク) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (ケ) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

<虐待の防止>

ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

(ア) 内容

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発
- ・虐待の防止の徹底

(イ) 頻度

- ・定期的(年1回以上)
- ・新規採用時

エ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

次の3点を適切に実施するため専任の担当者を置く

(ア) 虐待防止検討委員会

(イ) 虐待の防止のための指針

(ウ) 虐待の防止のための従業者に対する研修

※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

<虐待の防止>

才 運営規程への項目の追加

「虐待の防止のための措置に関する事項」は、運営規程に定めておかなければならない事項として追加されています。

運営規程の変更を行った際には、変更届の提出が必要です。

運営基準において実施等が必要な 各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—

すべて令和6年3月31日まで経過措置あり